

第7章 歴史的風致形成建造物に関する事項

1 歴史的風致形成建造物の指定の方針

本市の維持向上すべき歴史的風致を構成する歴史的建造物は、これまで文化財保護法及び山梨県や甲州市の文化財保護条例等に基づく指定文化財として保護を図ってきた。しかし、第3章にも記したとおり本市には指定文化財以外にも歴史的建造物は多く存在しており、これらの建造物の適切な保護が必要である。

本計画では、本市の維持向上すべき歴史的風致を構成し、重点区域内に位置する歴史的建造物のうち、歴史的風致の維持向上のために保護対策を講ずる必要があると認められる建造物について、歴史まちづくり法第12条第1項に基づく歴史的風致形成建造物に指定する。

これにより、指定文化財の保護とともに、指定文化財以外の歴史的建造物の保護を推進する。

歴史的風致形成建造物の指定にあたっては、本市の歴史的風致の維持向上及び向上を図るうえで重要であることを基本とし、当該建造物の所有者と協議をし、同意を得られることを前提に、下記の基準に該当する建造物を指定しその保全を図るものとする。

なお、重点区域内においては、今後も歴史的建造物の調査を継続的に実施し、必要に応じ隨時指定していくものとする。

ア	文化財保護法（昭和25年法律第214号）第57条第1項に基づく登録有形文化財、同法第132条第1項に基づく登録記念物
イ	景観法（平成16年法律第110号）第19条第1項に基づく景観重要建造物
ウ	山梨県文化財保護条例（昭和31年条例第29号）第4条第1項に基づく山梨県指定有形文化財、同31条第1項に基づく山梨県指定史跡名勝天然記念物
エ	甲州市文化財保護条例（平成17年条例第156号）第4条第1項に基づく甲州市指定文化財
オ	その他、甲州市の歴史的風致の維持及び向上を図るうえで重要なもので、市長が必要と認めたもの ただし、指定にあたっては、①概ね築50年を経過しているもの、②所有者又は管理者等により、適切な維持管理が見込まれるもの、③所有者の同意が得られるもの、の条件を満たすことを前提とする

■歴史的風致形成建造物の指定基準

2 歴史的風致形成建造物の管理の指針

(1) 歴史的風致形成建造物の維持・管理の基本的な考え方

歴史的風致形成建造物の維持・管理は、山梨県や甲州市の文化財保護条例に基づき指定されている建造物については、当該条例に基づき適正に維持・管理を行い、それ以外は、建造物の特性や価値に基づき適正に維持・管理を行うこととする。

適正な維持・管理は、所有者等による維持・管理を基本とし、歴史まちづくり法第15条第1項に基づく歴史的風致形成建造物の増築、改築、移転又は除却に係る市長への届出及び勧告等を活用し、適正な維持・管理を図る。また、維持・管理を行ううえで修理が必要な場合は、建築様式や改変履歴等の調査・記録を行ったうえで、往時の姿に修復・復原することを基本とする。

また、歴史的風致の維持向上のため、歴史的風致形成建造物の積極的な公開・活用を図るものとする。公開にあたっては、外部から望見できるよう措置を講ずるだけでなく、可能な限り内部の公開に努めることとし、公開する場合は、所有者の生活に支障を与えないよう配慮するよう十分に協議をし、実施することとする。

(2) 個別の事項

登録有形文化財（建造物）、景観重要建造物及び市独自条例に基づき指定又は登録された建造物については、外観の維持・保存を基本とし、内部の維持・保存にも努めるものとする。

山梨県指定有形文化財（建造物）及び甲州市指定文化財（建造物）は、建造物の外部及び内部とも現状保存を基本とし、これら建造物を維持管理もしくは公開活用のために保存修理する場合には、歴史資料や古写真等の調査に基づく修復・復原を基本とする。また、文化財の保護のために必要な防災上の措置を講ずる場合は、文化財の価値の担保に支障を与えない範囲で実施するものとする。特に、民間所有の建造物については、補助制度等を活用して所有者等の負担軽減に努めるとともに、関連する審議会、専門の有識者などにより必要な技術的指導助言を踏まえて実施する。

県、市指定の史跡名勝天然記念物及び登録記念物については、現状保存を基本とする。これらの史跡名勝天然記念物を維持管理及び公開活用のために保存修理、復原等を行う場合には、歴史資料や古写真及び痕跡に基づく修理、復原等を原則とし、防災等の必要管理施設を付加する場合には、史跡名勝天然記念物の価値及び特性の保存に支障を与えない範囲で実施するものとする。特に民間所有の史跡名勝天然記念物においては、補助制度等を活用して所有者の負担軽減に努めるとともに、関連する審議会、専門の有識者などによる必要な技術的指導助言を踏まえて実施する。

甲州市の歴史的風致の維持及び向上を図るうえで重要なもので、市長が必要と認めたものについても、外観の維持・保存を基本とし、内部の維持・保存にも努めるものとする。民間所有の建造物においては、補助制度等を活用して所有者の負担軽減に努めるとともに、必要な技術的指導助言を踏まえて実施するものとする。

(3) 届出が不要な行為

歴史まちづくり法第15条第1項第1号及び同法施行令第3条第1号に基づく届出が不要な行為については、以下の行為とする。

ア	文化財保護法（昭和25年法律第214号）第57条第1項に基づく登録有形文化財で、同法第64条第1項の規定に基づく現状変更の届出を行った場合 文化財保護法第132条第1項に基づく登録記念物（名勝地関係）で、同法第133条に基づく現状変更の届出を行った場合
イ	景観法（平成16年法律第110号）第19条第1項に基づく景観重要建造物で、同法第22条第1項の規定に基づく現状変更の許可申請を行った場合
ウ	山梨県文化財保護条例（昭和31年条例第29号）第4条第1項に基づく山梨県指定有形文化財で同条例第14条第1項に基づく現状変更の許可申請を行った場合、及び同条例第15条第1項に基づく修理の届出を行った場合 山梨県文化財保護条例第31条第1項に基づく山梨県指定史跡名勝天然記念物で、同条例第35条第1項に基づく現状変更等の許可申請を行った場合、及び同条例第36条及び第15条第1項に基づく修理の届出を行った場合
エ	甲州市文化財保護条例（平成17年条例第156号）第4条第1項に基づく甲州市指定文化財で同条例第10条に基づく現状変更等の許可申請を行った場合

■届出が不要な行為

(4) 歴史的風致形成建造物一覧

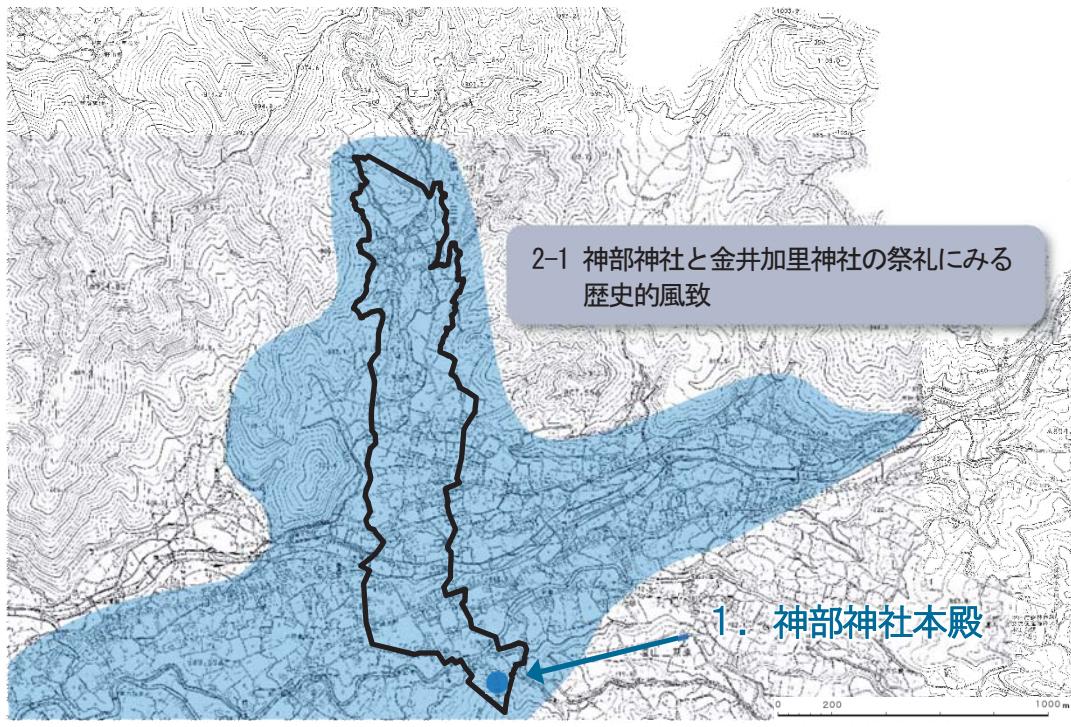
当該重点区域において、候補となる歴史的風致形成建造物は、以下のとおりである。

No.	名称 (区分:建築時) 【所在地】	写真	建築年 構造	所有者	その他
1	かんべじんじや 神部神社本殿 (神社) <small>えんざんかみはぎはら 【塩山上萩原】</small>		江戸 一間社流造 檜皮葺	神社	県指定 文化財
2	にしふじき 西藤木の水車 (水車小屋) 【塩山藤木】		江戸 木造平屋	個人	市指定 文化財
3	りゅうけん 龍憲セラー (ワインセラー) <small>かつぬまちょうしもいわさき 【勝沼町下岩崎】</small>		明治 煉瓦造 地下式セラー	個人	登録有形 文化財
4	きゅうたなかぎんこう 旧田中銀行社屋 (社屋) 【勝沼町勝沼】		明治 木造2階建	甲州市	登録有形 文化財
5	ちゅうおうくみんかいん 中央区区民会館 <small>ちの (旧千野学校校舎)</small> <small>かみおぞ 【塩山上於曾】</small>		明治 木造2階建	甲州市	登録有形 文化財

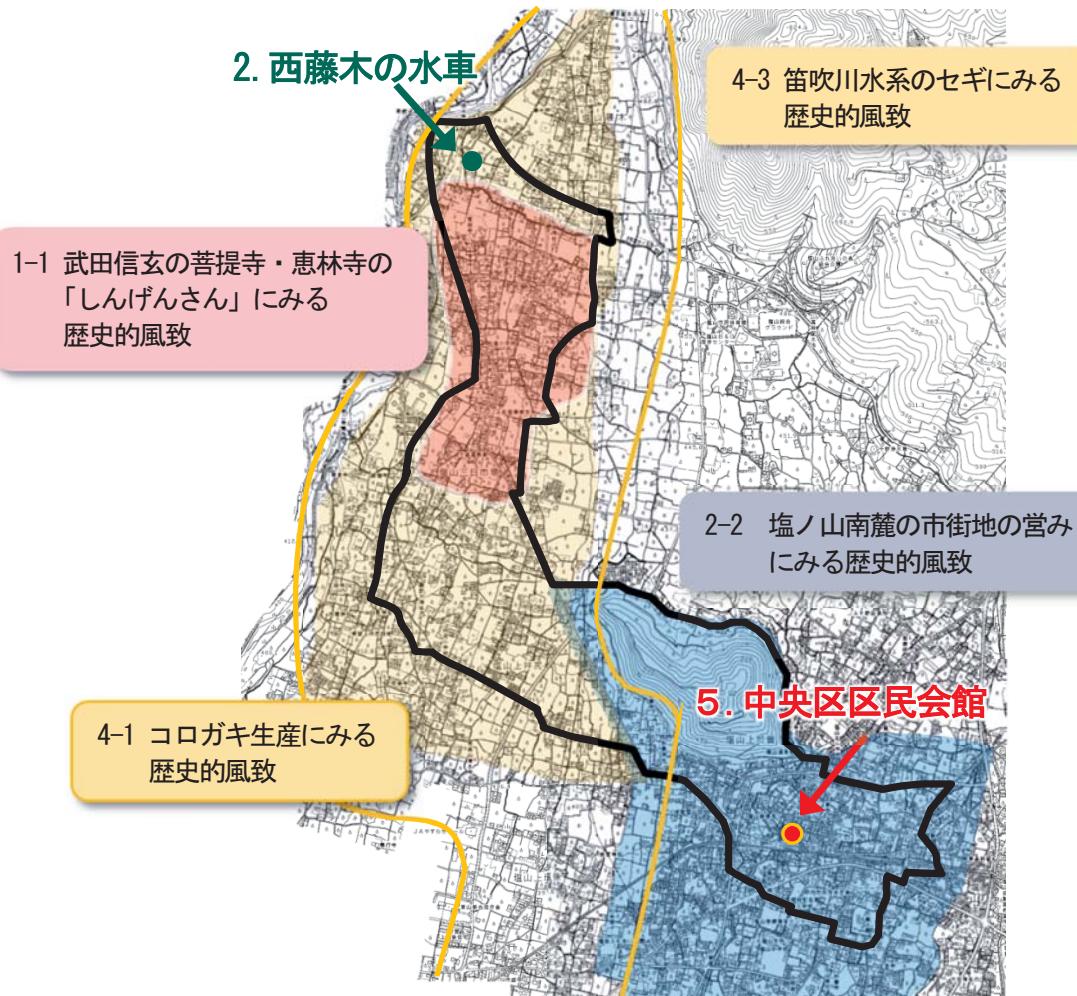
■候補となる歴史的風致形成建造物 (1)

No.	名称 (区分:建築時) 【所在地】	写真	建築年 構造	所有者	その他
6	きゅうおおひかげ 旧 大日影トンネル (鉄道隧道) ひしやま ふかさわ 【勝沼町菱山・深沢】		明治 煉瓦造 アーチ式隧道	甲州市	近代産業 遺産群 選奨 土木遺産

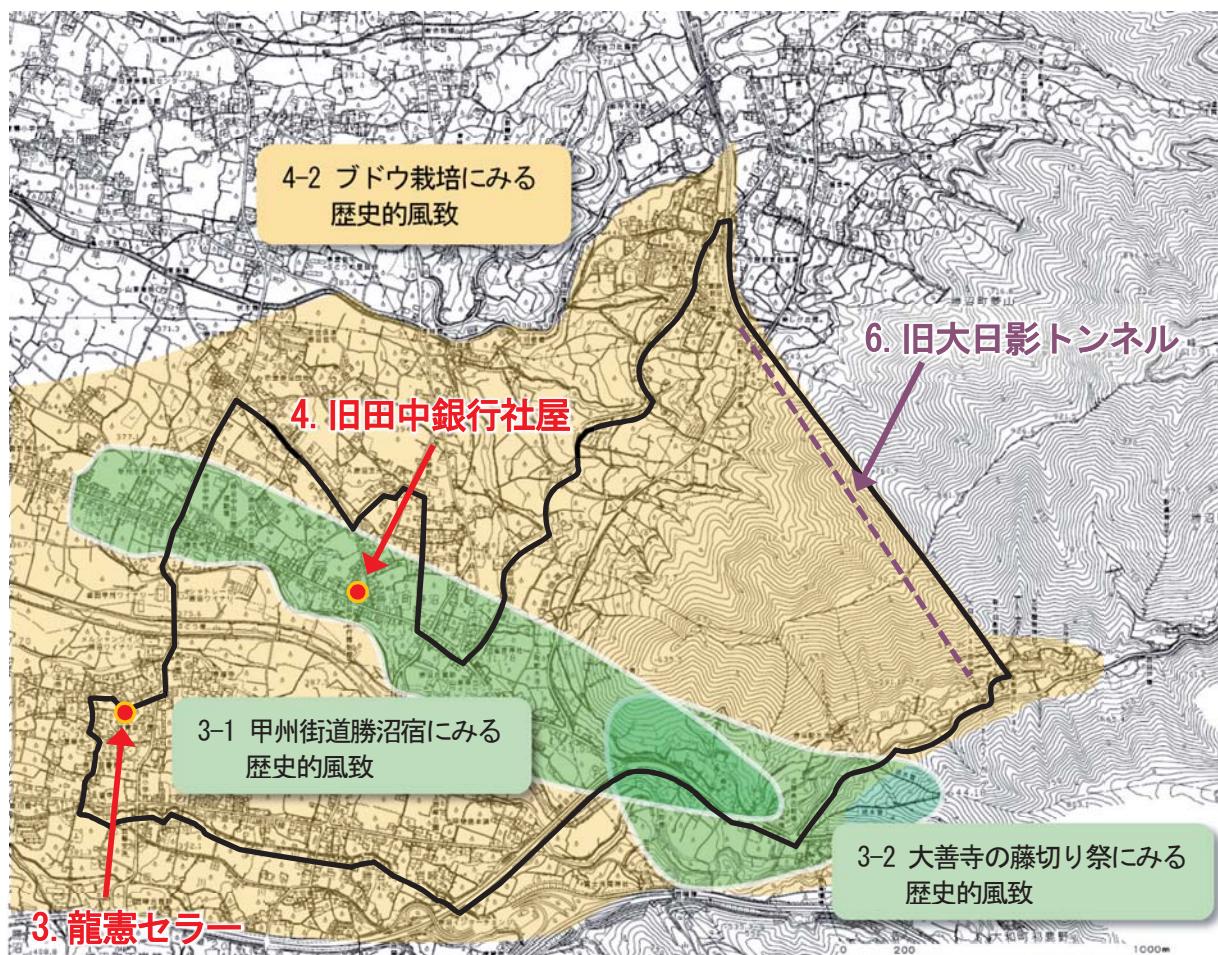
■候補となる歴史的風致形成建造物（2）



■歴史的風致形成建造物位置図「神金地区」



■歴史的風致形成建造物位置図「塩山・松里地区」



■歴史的風致形成建造物位置図「勝沼地区」

